号外第十四号

平成二十五年

水

三月十三日

曜

#### 目 次

条例	
関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5給料の特例に
寺川哉の戦争の慰哉月当に関する系列及び山梨県牧育委員会牧育長の合う	改算長の合同

等に関する条例の一部を改正する条例特別解の報告の影響を表現のできる条例の一部を改正する条例のでは素明教育委員会教育長の影響を表現して、

部を改正する条例地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例の一地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例の一

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例......四山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例......四 山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例......

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例......四山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例......四 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例......五

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例......五山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例......五

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例......五

山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例 山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例.......

# 条例のあらまし

山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条

- 例の一部を改正する条例 (条例第三号) (人事課) 知事及び副知事の給料を減額するため、次の改正を行うこととした
- 日から六月間、十分の三を減額する措置を講ずることとした。 知事の給料月額を十分の三減額している現行の措置に加え、平成二十五年四月一
- 一日から三月間、 副知事の給料月額を百分の七減額している現行の措置に加え、平成二十五年四月 十分の一を減額する措置を講ずることとした。

日 この条例は、公布の日から施行することとした。

特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関す

る条例の一部を改正する条例 (条例第四号) (人事課)

おり改定することとした。 一般職の県職員の退職手当の改定等に鑑み、知事等の退職手当の支給割合を次のと

- 知事 〇・六二 〇· 五 二
- 副知事 〇・四五 〇· 三八
- 教育長 〇・二七
- 常勤監査委員 〇・一四 · -
- 公営企業管理者 〇・二八
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした
- する条例 (条例第五号) (議会) 地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例の一部を改正
- 1 地方自治法の一部改正に伴い、実費弁償の支給対象者に、次の者を加えることとし
- 本会議での公聴会に参加した利害関係人等
- 議会の求めに応じて本会議に出頭した参考人
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 (条例第六号) (消費生活
- 成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日に改めることとした。 地方消費者行政活性化交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平
- この条例は、公布の日から施行することとした。

2

1

- 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第七号)
- (長寿社会課)
- 日を平成二十五年十二月三十一日から平成二十六年十二月三十一日に改めることとし 介護職員処遇改善等臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第八号)

(長寿社会課)

期日を平成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日に改めることとし 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効

梨 県 公 報 号 外 第十四号 平成二十五年三月十三日

Щ

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例(条例第九号)(児童家庭課)
- 1 めの事業を追加することとした。 ため、基金の対象事業に、子ども・子育て支援に係る新たな業務を円滑に実施するた 子どもを安心して育てることができる環境を整備するための事業を円滑に実施する
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 第十号) (児童家庭課) 山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例
- 効期日を平成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日に改めることとし 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、 条例の失

(障害福祉課

# 2 この条例は、公布の日から施行することとした。 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第十一号)

- 日を平成二十五年三月三十一日から平成二十五年十二月三十一日に改めることとし 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

# 山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(条例第十二号)(障

- 十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日に改めることとした。 地域自殺対策強化交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を平成二
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

# (医務課 山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第十三号)

- 1 平成二十五年三月三十一日から平成二十六年三月三十一日に改めることとした。 医療施設耐震化臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日を
- 2 この条例は、 公布の日から施行することとした。

# ( 労政雇用課) 山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (条例第十四号)

- うこととした。 緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業の延長等に鑑み、次の改正を行
- 的を改めることとした。 介護を担う人材の確保を図るための事業を新たに実施するため、基金の設置の目

- めることとした。 条例の失効期日を平成二十六年三月三十一日から平成二十七年三月三十一日に改
- この条例は、公布の日から施行することとした。

2

- **山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例** (条例第十五号) (私学文
- めの特例の措置に係る事業 (特例措置事業)を行うため、次の改正を行うこととした。 高等学校等就学支援金の支給限度額の加算に係る新たな制度の円滑な実施を図るた の財源に充てる場合も処分することができることとした。 平成二十四年度及び平成二十五年度に限り、基金は、特例措置事業に必要な経費
- 特例措置事業は、他の基金事業と区分して経理を行うこととした
- こととした。 残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付する 特例措置事業に係る経理については、平成二十六年三月三十一日において精算し、
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

# (産業政策課) 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第十六号)

- の小会議室を廃止することとした。 独立行政法人日本貿易振興機構山梨事務所の用に供するため、県立産業展示交流館
- 2 この条例は、平成二十五年三月十五日から施行することとした。

## 条 例

の一部を改正する条例をここに公布する。 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する条例

平成二十五年三月十三日

## 山梨県条例第三号

山梨県知事、 条例の一部を改正する条例 副知事の給料及び旅費条例及び山梨県知事等の給料の特例に関する

山梨県知事

横

内

正

明

( 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例の一部改正)

第一条 山梨県知事、副知事の給料及び旅費条例 (昭和二十六年山梨県条例第五十六号)

の一部を次のように改正する。

項とし、 附則第十一項中「前項」を「附則第十項から前項まで」に改め、 附則第十項の次に次の三項を加える。 同項を附則第十四

- 額及び百二十五万円の十分の三に相当する額の合計額を減じて得た額とする。第二条及び前項の規定にかかわらず、百二十五万円から前項の規定により減ずべき11 平成二十五年四月一日から同年七月三十一日までの期間に係る知事の給料月額は、
- 額を減じて得た額とする。 第二条の規定にかかわらず、百二十五万円から百二十五万円の十分の三に相当する12 平成二十五年八月一日から同年九月三十日までの期間に係る知事の給料月額は、
- 減じて得た額とする。第二条の規定にかかわらず、九十六万円から九十六万円の十分の一に相当する額を3.平成二十五年四月一日から同年六月三十日までの期間に係る副知事の給料月額は、

(山梨県知事等の給料の特例に関する条例の一部改正)

の一部を次のように改正する。 第二条 山梨県知事等の給料の特例に関する条例 (平成十五年山梨県条例第六十九号)

の三項を加える。中「平成二十五年七月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、附則に次中「平成二十五年七月三十一日」を「平成二十五年三月」に改め、同項を加える。

(平成二十五年四月から同年六月までの間における特例)

の合計額」として、同条の規定を適用する。の合計額」として、同条の規定を適用する。第十一項の規定により減ずべき額の合計額」と、「百分の七を乗じて得た額」とあるのは「百分の十を乗じて得た額」とあるのは「百分の十を乗じて得た額」とあるのは「百分の十を乗じて得た額」と、の給料の表」とあるのは「別表の給料の表並びに附則第十一項及び第十三項」と、7 平成二十五年四月一日から同年六月三十日までの間においては、第一条中「別表

(平成二十五年七月における特例)

より減ずべき額の合計額」として、同条の規定を適用する。 て得た額」とあるのは「百分の十を乗じて得た額及び同条例附則第十一項の規定に給料の表」とあるのは「別表の給料の表及び附則第十一項」と、「百分の十を乗じ8 平成二十五年七月一日から同月三十一日までの間においては、第一条中「別表の

(平成二十五年八月及び同年九月における特例)

により減ずべき額の合計額」として、同条の規定を適用する。 じて得た額」とあるのは「百分の十を乗じて得た額及び同条例附則第十二項の規定の給料の表」とあるのは「別表の給料の表及び附則第十二項」と、「百分の十を乗9 平成二十五年八月一日から同年九月三十日までの間においては、第一条中「別表

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の一部を改正する条例をここに公布する。 特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関する

平成二十五年三月十三日

山梨県条例第四号

する条例の一部を改正する条例特別職の職員の退職手当に関する条例及び山梨県教育委員会教育長の給与等に関

山梨県知事

横

内

正

明

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

一部を次のように改正する。(一条)特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和四十三年山梨県条例第十四号)の

「日光県牧野県で大阪町県の合豆等に関する系列の「形女匠)分の二十四」に改め、同項第四号中「百分の十四」を「百分の十二」に改める。「百分の四十五」を「百分の三十八」に改め、同項第三号中「百分の二十八」を「百分の五十二」に改め、同項第二号中第三条第一項第一号中「百分の六十二」を「百分の五十二」に改め、同項第二号中

( 山梨県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正 )

第三条第二項ただし書中「百分の二十七」を「百分の二十三」に改める。

### 村則

この条例は、公布の日から施行する。

る条例をここに公布する。 地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例の一部を改正す

平成二十五年三月十三日

# 山梨県条例第五号

正する条例地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例の一部を改地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例の一部を改

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。地方自治法第百条第一項の規定による出頭者等に対する実費弁償条例(昭和二十三年

第百九条の二第四項及び第百十条第四項」を「第百十五条の二第一項(同法第百九条第第二項(同法第百九条第五項において準用する場合を含む。)」に、「第百九条第四項、に、「第百九条第五項、第百九条の二第四項及び第百十条第四項」を「第百十五条の二第一条中「第百条第一項」を「(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第一項後段」

Щ

梨

県公

Ш

兀

五項において準用する場合を含む。)」に改める。

#### 則

この条例は、 公布の日から施行する

山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十五年三月十三日

山梨県条例第六号

山梨県知事 横 内

正

明

うに改正する 山梨県消費者行政活性化基金条例 (平成二十一年山梨県条例第一号) の一部を次のよ 山梨県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め

ಶ್ಶ

#### 附 則

この条例は、 公布の日から施行する

る 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布す

平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横 内 正

明

## 山梨県条例第七号

部を次のように改正する 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例 ( 平成二十一年山梨県条例第四十号 ) 山梨県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 の

改める。 附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」 に

附 則

この条例は、 公布の日から施行する

ಶ್ಠ 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布す

平成二十五年三月十三日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県条例第八号

山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

の一部を次のように改正する。 山梨県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例 (平成二十一年山梨県条例第四十一号)

る 附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め

則

この条例は、 公布の日から施行する。

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横 内 正

明

# 山梨県条例第九号

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山梨県安心こども基金条例(平成二十一年山梨県条例第二号)の一部を次のように改

正する。

第六条第一項に次の一号を加える。

七 子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) 第七条第一項に規定する 子ども・子育て支援に係る新たな業務を円滑に実施するための事業

この条例は、 公布の日から施行する。

する。 山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布

平成二十五年三月十三日

山梨県知事

横

内

正

明

# 山梨県条例第十号

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

山梨県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例 ( 平成二十一年山梨県条例第五十三

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め

号)の一部を次のように改正する。

వ్య

附

この条例は、 公布の日から施行する。

るූ 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布す

平成二十五年三月十三日

# 山梨県条例第十一号

山梨県知事 正

横

内

明

一部を次のように改正する。 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例 (平成十九年山梨県条例第二十三号)の 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改

#### 則

この条例は、 公布の日から施行する。

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県知事 横 内 正

明

## 山梨県条例第十二号

平成二十五年三月十三日

山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

を次のように改正する。 山梨県地域自殺対策緊急強化基金条例 (平成二十一年山梨県条例第四十二号) の一部

号を削り、同条第二項を削る。 第六条の見出し中「等」を削り、 同条第一項中「、 次に掲げる事業」を削り、 同項各

附則第三項を削る。 附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、

#### 則

この条例は、 公布の日から施行する

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十五年三月十三日

山梨県知事

横

内

正

明

# 山梨県条例第十三号

山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

次のように改正する。 山梨県医療施設耐震化臨時特例基金条例 (平成二十二年山梨県条例第五号) の一部を

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め

#### 附 則

る

この条例は、 公布の日から施行する。

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成二十五年三月十三日

山梨県知事 横 内 正

明

# 山梨県条例第十四号

山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

を次のように改正する。 山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例 (平成二十一年山梨県条例第五号)の一部

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め 第一条中「とともに、」の下に「介護を担う人材の確保を図り、併せて」を加える。

### 則

この条例は、 公布の日から施行する。

山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県知事

横

内

正

明

平成二十五年三月十三日

# 山梨県条例第十五号

山梨県高校生修学支援等基金条例の一部を改正する条例

山梨県高校生修学支援等基金条例 (平成二十一年山梨県条例第五十一号) の一部を次

のように改正する。 附則に次の三項を加える。

(処分の特例等)

3

学校等就学支援金の支給限度額の加算に係る制度 ( 附則第四項において「新制度」と 法律施行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令第二百号)による改正後の高等 め又は公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する いう。) の円滑な実施を図るために」とする。 平成二十四年度及び平成二十五年度に限り、第六条中「ために」とあるのは、「た

と区分して整理するものとする。 新制度の円滑な実施を図るための事業に係る経理については、他の事業に係る経理

Щ

梨

Щ

上して、国庫に納付するものとする。 三十一日において精算し、残額があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計5.第六条の規定にかかわらず、前項の事業に係る経理については、平成二十六年三月

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十五年三月十三日山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県知事 横 内 正 明

# 山梨県条例第十六号

製具に歪く展示を流官な置なが管里系列(平伐六年山製具系列第十二時)の山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部を改正する条例

次のように改正する。 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例 (平成六年山梨県条例第十七号)の一部を

別表第一第二号の表を次のように改める。

利用時間一時間までごとに	単位
11、0回0円	基準額

### 附則

この条例は、平成二十五年三月十五日から施行する。

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号